

小児薬物療法認定薬剤師制度

認定期限間近の研修等の受講単位請求の取扱いと認定について（考え方）

1. 研修等への参加・その他の業務実績（必須業務実績報告以外）による受講単位請求 （請求対象となる研修等は、認定期限内に参加等したものに限り）

（認定期限が 2019年5月31日である場合の例）

認定期限	単位請求期限	研修センターからの単位受領日	更新要件が満たされた場合の認定申請期限
2019年5月31日	2019年6月30日	例えば 2019年7月31日	2019年8月31日
1 ヶ月	研修センターでの処理	1 ヶ月	

* 認定期限後、更新認定がなされるまでの期間は認定が継続しているものとみなします。
但し、更新認定された場合の更新認定開始日は2019年6月1日となります。

* 必須業務実績報告を併せて提出している場合は次頁参照。

2. 必須業務実績報告による受講単位請求

* 評価対象となる業務実績は、認定各年に介入終了年月日があり（経過観察中も含む）、当該認定年の認定期限の2ヵ月後までに日本薬剤師研修センターに提出された報告書に限る。以下例は、認定3年目の考え方。

（認定期限が 2019年5月31日である場合の例）



* 認定期限後、更新認定がなされるまでの期間は認定が継続しているものとみなします。
但し、更新認定された場合の更新認定開始日は2019年6月1日となります。

* 再提出した報告書に対して再度受講単位交付が不可となった場合の再々提出は認められません。